

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月30日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所：滋賀県犬上郡多賀町敏満寺1600番地

氏 名：麒麟麦酒株式会社 滋賀工場
工場長 黒杭 隆政

電話番号：0749-48-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	麒麟麦酒株式会社 滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県犬上郡多賀町敏満寺1600番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	10 飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	3,066,769万円
③従業員数	146名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥→中間処理業者に委託して、セメント原料や路盤材等として再資源化 →工場内で脱水・乾燥処理後、菌体肥料として販売→工場内で脱水処理後中間処理業者に委託して、セメント原料として再資源化・動植物性残さ→中間処理業者に委託して、セメント原料や肥料原料として再資源化・廃酸→中間処理業者に委託して、セメント原料や路盤材等として再資源化・廃アルカリ→中間処理業者に委託して、セメント原料や路盤材等として再資源化・廃油→中間処理業者に委託して、再生油等として再資源化・廃プラスチック類→中間処理業者に委託して、RPF燃料や路盤材等として再資源化・木くず→中間処理業者に委託して、製紙原料や燃料チップとして再資源化・ガラス陶磁器くず→中間処理業者に委託して、セメント原料や路盤材等として再資源化・金属くず→中間処理業者に委託して、金属原料や路盤材等として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長

エンジニアリング・環境安全担当部長（管理責任者）

エンジニアリング・環境安全担当（管理主管担当）：廃棄物の保管管理、排出状況の把握、処理計画の立案、適正処理の確保、リサイクルの推進と再利用方法の検討等。

総務広報担当、醸造エネギー担当、パッケージング担当、品質保証室（排出職場）：分別の徹底等。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃酸	廃アルカリ	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラス陶磁器くず	金属くず
	排出量	89,901.455 t	400.360 t	0.001 t	0.001 t	1.214 t	31.221 t	0.000 t	0.248 t	0.550 t

（これまでに実施した取組）

麦酒粕（動植物性残さ）は、飼料として販売している。木製パレット（木くず）は、修理し再利用又は販売している。

【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃酸	廃アルカリ	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラス陶磁器くず	金属くず
	排出量	88,977 t	363 t	0 t	0 t	1 t	31 t	5 t	1 t	1 t

（今後実施する予定の取組）

動植物性残さの有効利用を検討する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物分別基準表を作成し、分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 前年度の取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	608.610 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

汚泥（排水汚泥）は、脱水・乾燥処理し、菌体肥料として売却している。

【目標】

②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	573 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取組)

前年度の取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	89,174.1 50 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

排水汚泥（汚泥）は、脱水・乾燥処理し、減量化している。

珪藻土（汚泥）は、脱水処理し、減量化している。

【目標】

②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	88,292 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取組)

前年度の取り組みを継続する。

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。